

ARIB標準規格（RCR STD-25）一部改定に係る差替版

本差替版はRCR STD-25 1.1版から2.0版への改定に伴い変更されたページを収録したものです。

社団法人 電波産業会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1
日土地ビル14階

電話 03-5510-8590
FAX 03-3592-1103

RCR STD-25 2.0版 差替案内

削除する頁	追加する頁	備考
表紙	表紙	差替
2.0版改定履歴表	2.0版改定履歴表	差替
まえがき	まえがき	差替
2ページ	2ページ	差替
奥付	奥付	差替



RCR STD-25
(差 替 版)

1 , 5 0 0 M H z 帯 M C A 陸 上 移 動 通 信 を 行 う 無 線 局 の 無 線 設 備

1,500MHz BAND RADIO EQUIPMENT
WITHOUT PSTN INTERFACE FOR
MCA LAND MOBILE COMMUNICATION SYSTEM

標 準 規 格

ARIB STANDARD

[一 部 改 定 版]

RCR STD - 25 2.0 版

平成 2 年 6 月 18 日	策 定
平成 6 年 2 月 28 日	1.1 改 定
平成 15 年 3 月 26 日	2.0 改 定

社 団 法 人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

1,500MHz帯MCA陸上移動通信を行う無線局の無線設備標準規格

(RCRSTD-25)

2.0版 改定履歴

改定箇所	頁	改定	現行	改定理由
まえがき		<p>まえがきの後に次の分を追加する。</p> <p><u>注意</u> <u>無線設備規則の一部改正（平成14年12月20日総務省令第124号）が平成14年12月20日に公布・施行され、MCA陸上移動通信を行う無線局の無線設備の規定から、1,500MHz帯の周波数が削除された。このため、本標準規格に係る無線局は、省令改正の施行の日現在、MCA陸上移動通信を行う無線局の免許又は予備免許を受けている者については経過措置の期限までは利用可能であるが、それ以外の者の利用は出来なくなった。</u> <u>本標準規格は、既存の免許人が利用可能な経過措置の期限まで残すこととした。</u></p>	(略)	平成14年12月20日総務省令第124号により、MCA陸上移動通信を行う無線局の無線設備の規定から、1,500MHz帯の周波数が削除されたため。
1.4 準拠文書	2	<p>1.4 準拠文書</p> <p>本標準規格において、「施行」とは電波法施行規則を、「設備」とは無線設備規則を、「告示」とは郵政省告示を、「型式」とは無線機器型式検定規則を、「技適」とは特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則をいう。</p> <p>注：平成14年12月2</p>	1.4 準拠文書	同上

	<p><u>0日に無線設備規則の一部改正が行なわれ、MCA陸上移動通信を行う無線局の無線設備の規定から、1,500MHz帯の周波数が削除された。</u></p> <p><u>なお、同改正では次の附則で経過措置が設けられている。</u></p> <p><u>附則（平成14年12月20日総務省令第124号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この省令は、公布の日から施行する。（以下略）</u></p> <p><u>2 （略）</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>3 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、この省令による改正前の設備規則第七条第十一項第一号に規定するMCA陸上移動通信を行う無線局のうち1,465MHzを超え1,468MHz以下又は1,513MHzを超え1,516MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則第七条、第四十九条の七、第五十七条の三、第五十八条、別表第一号の規定にかかわらず、平成十七年五月三十一日までは、なお従前の例による。</u></p>	<p>する規則をいう。</p>	
--	---	-----------------	--

	<p>4 <u>前項の無線局の免許人は、この省令の施行後においても平成十七年五月三十一日までは、改正前の設備規則第七条第十一項第一号に規定するMCA 陸上移動通信を行う無線局のうち1,465MHz を超え1,468MHz 以下又は1,513MHz を超え1,516MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局を開設することができる。この場合において、当該無線局の無線設備の条件については、なお従前の例による。</u></p> <p>5 <u>この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、この省令による改正前の設備規則第七条第十一項第一号に規定する MCA 陸上移動通信を行う無線局のうち1,468MHz を超え1,477MHz 以下又は1,516MHz を超え1,525MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則第七条、第四十九条の七、第五十七条の三、第五十八条、別表第一号の規定にかかわらず、平成二十一年五月三十一日までは、なお従前の例による。</u></p>		
--	--	--	--

		<p>6 前項の無線局の免許人は、この省令の施行後においても平成二十一年五月三十一日までは、改正前の設備規則第七条第十一項第一号に規定するMCA 陸上移動通信を行う無線局のうち1,468MHz を超え1,477MHz 以下又は1,516MHz を超え1,525MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局を開設することができる。この場合において、当該無線局の無線設備の条件については、なお従前の例による。</p>		
--	--	---	--	--

1,500MHz帯MCA陸上
移動通信を行う無線局の無線設備

標準規格

RCR STD - 25 2.0版（差替版）

平成 2年 6月 1.0版 第1刷発行

平成 6年 2月 1.1版 第1刷発行

平成 15年 3月 2.0版 第1刷発行（一部改定に係る差替版）

発行所

社団法人 電 波 産 業 会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1 - 4 - 1
日土地ビル14階
電 話 03-5510-8590
F A X 03-3592-1103

標準規格改訂履歴表

STD番号： RCR STD-25

規格名： 1.500MHz帯MCA陸上移動通信を行う無線局の無線設備

策定年月日： 1990年6月18日

改訂番号	改訂年月日	改訂内容	記事
	1990.11.22	正誤表発行	第9回規格委員会報告
- 1	1994.2.28	副次的に発する電波等の限度の改訂 (頁7)	無線設備規則の改正に伴うもの。 第20回規格委員会決定

無線設備規則第24条の改正に伴う標準規格の改訂

STD No.	頁	改 訂 後	現 行
STD-25	7	<p>(8) 副次的に発する電波等の限度 (設備・第24条) 副次的に発する電波は、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4,000$\mu\mu$W以下であること。</p>	<p>(8) 副次的に発する電波等の限度 (設備・第24条) 副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度を次のように定める。 ア 受信空中線から放射される電波の強さが放射する位置から1.8kmの距離において0.3μV/m以下であること。 イ 受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合は、その回路の電力が4,000$\mu\mu$W以下であること。</p>
STD-26	10	(8) 副次的に発する電波等の限度 (設備・第24条) 副次的に発する電波は、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4,000$\mu\mu$W以下であること。	(8) 副次的に発する電波等の限度 (設備・第24条) 副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度を次のように定める。 ア 受信空中線から放射される電波の強さが放射する位置から1.8kmの距離において0.3μV/m以下であること。 イ 受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合は、その回路の電力が4,000$\mu\mu$W以下であること。



1,500MHz帯 MCA 陸上
移動通信を行う無線局の無線設備

1,500MHz BAND RADIO EQUIPMENT
WITHOUT PSTN INTERFACE FOR
MCA LAND MOBILE COMMUNICATION SYSTEM

標 準 規 格

R C R S T A N D A R D

R C R S T D - 2 5

1990年6月18日策定

財団法人 電波システム開発センター

Research & Development Center for Radio Systems

標準規格 正誤表

平成 2 年 11 月 22 日
第 9 回規格委員会報告

1,500MHz帯MCA陸上移動通信を行う無線局の無線設備標準規格（RCR STD-25）

頁	箇所	正	誤												
18	図 2.4.3 (その 2)	注 2 MCA 制御局の制御信号は、 ④スロット以降となる。	注 2 MCA 制御局の制号は、④ スロット以降となる。												
31	図 2.5.4	注 7 の表 <table border="1" data-bbox="491 667 863 831"> <thead> <tr> <th>インタリーブ</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不 使 用</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>使 用</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	インタリーブ	コード	不 使 用	0	使 用	1	注 7 の表 <table border="1" data-bbox="975 667 1347 831"> <thead> <tr> <th>イン リーブ</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不 使 用</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>使 用</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	イン リーブ	コード	不 使 用	0	使 用	1
インタリーブ	コード														
不 使 用	0														
使 用	1														
イン リーブ	コード														
不 使 用	0														
使 用	1														

財団法人 電波システム開発センター

ま え が き

財団法人電波システム開発センターは、無線機器製造者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な技術的条件を「標準規格」として策定している。

標準規格は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準をとりまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「1,500MHz帯MCA陸上移動無線通信を行う無線局の無線設備」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、利用者等利害関係者の参加を得た本センターの規格委員会の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

目 次

まえがき

第1章 一般事項	1
1.1 概 要	1
1.2 適用範囲	1
1.3 MCA陸上移動通信を行う無線局	2
1.4 準拠文書	2
第2章 無線設備の技術的条件	3
2.1 一般条件	3
(1) 通信方式	3
(2) 通信の内容	3
(3) 使用周波数	3
(4) チャンネル間隔	3
(5) 電波型式	3
(6) 使用環境条件	3
2.2 送信装置	3
(1) 空中線電力	3
(2) 空中線電力の許容偏差	3
(3) 発振方式	4
(4) 周波数の許容偏差	4
(5) 送信周波数	4
(6) 変調方式	4
(7) 変調周波数	4
(8) 占有周波数帯幅の許容値	4
(9) スプリアス発射の強度の許容値	4
(10) 周波数偏移又は偏位	4
(11) 隣接チャンネル漏えい電力	5
(12) 送信立ち上がり時間	5
(13) 送信立ち下がり時間	5
(14) 総合周波数特性	5

(15) 遅延歪	5
(16) 総合歪及び雑音	5
(17) 送信条件	6
(18) トーン信号発生装置	6
2.3 受信装置	6
(1) 基準感度	6
(2) 実効選択度におけるスプリアス・レスポンス	6
(3) 実効選択度における隣接チャネル選択度	6
(4) 実効選択度における相互変調特性	6
(5) 局部発振器の周波数変動	7
(6) 総合周波数特性	7
(7) 総合歪及び雑音	7
(8) 副次的に発する電波等の限度	7
(9) 中間周波数	7
2.4 MCA制御局の制御装置	7
2.4.1 制御信号	7
2.4.2 記憶装置	8
2.4.3 制御信号の伝送方式	8
2.4.4 通話の接続方式	8
2.4.5 終話信号の送出	8
2.4.6 制御手順	9
(1) 制御用チャネルにおける通常の接続動作	9
(2) 通話用チャネルにおける通常の接続動作	10
(3) 一斉指令動作	11
(4) 制御用チャネル切替動作	12
2.5 MCA制御局以外の局の制御装置	24
2.5.1 制御信号の伝送方式	24
2.5.2 制御信号	24
2.5.3 周波数の自動選択	25
2.5.4 制御信号に係る電波の発射停止	25
2.5.5 受信入力電圧に係る電波の発射停止	25
2.5.6 故障による電波の発射停止	25
2.5.7 記憶装置	25

2.5.8 制御手順	25
(1) 電源投入動作	25
(2) 制御用チャネル捕捉動作	25
(3) コード検定動作	26
(4) 待受動作	26
(5) 発呼動作	26
(6) 予約待受動作	27
(7) 通話用チャネル検定動作	27
(8) 通話動作	27
(9) 制御のフローチャート	28
2.6 測定法	32
参考 型式検定及び技術基準適合証明	33
規格委員会委員名簿	34